

7 消費貸借

弁護士 小原 路絵

第1 諾成的消費貸借の追加(新法587条の2・新設)

新法は、要物的消費貸借(新法587条)と諾成的消費貸借(新法587条の2)の二本立てとした。

ただし、諾成的消費貸借については書面によることとされた(電磁的記録を含む)。

ここにおける書面には、貸主の貸す意思と、借主の借りる意思の双方が書面に現れていることが必要となる(書面による保証契約の場合は、保証人の債務負担意思のみ)。

また、諾成的消費貸借で、借主は、金銭を受領するまでは解除できることとされた。これは、契約締結後においても、金銭受領前であれば、借主に受領義務がないことが明確にされたと言える。ただし、この金銭受領前の解除により、貸主に損害が生じた場合、借主は損害賠償義務を負う。

第2 準消費貸借

書面によらない諾成的契約である。旧法588条の「消費貸借によらないで」という文言を削除することで、消費貸借を目的とする債務を対象とする準消費貸借を認める判例法理(大判大正2年1月24日民録19輯11頁)と整合させた。

第3 消費貸借の予約(旧法589条削除)

要物契約としての消費貸借の予約は、貸主に貸す義務を負わせるものであったが、諾成的消費貸借でこの目的を達することができるため、削除された。

第4 貸主の引渡義務等(新法590条・改正)

新法589条が、消費貸借が、特約で利息を付すことができること、原則無利息であることを定め、新法590条1項が、無利息の消費貸借について、無償契約の共通性から新法551条(贈与者の引渡義務等)を準用することを定めた。

新法590条2項は、利息付き・無利息の両方について、契約不適合な目的物の借主の価額償還を認めた。

旧法590条1項の利息付き消費貸借の貸主の瑕疵担保責任(代替物引渡義務と損害賠償義務)については、有

償契約の売買の規定が準用されるため、旧法の同規定は削除された。

第5 期限前償還(新法591条3項・新設)

返還時期を定めた消費貸借において、借主による期限前返還で貸主が損害を被った場合の損害賠償請求権を定めた。